

芦屋市からのお知らせ

芦屋市ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

くらし

国民健康保険・後期高齢者医療加入のかた 交通事故等にあった時は保険課へ届け出を

交通事故など、第三者(加害者)の行為によってけがをした場合、第三者(加害者)が治療費を負担するのが原則です。「第三者行為による傷病届」の届け出により、国民健康保険または後期高齢者医療が第三者(加害者)に対し、一時的に立て替えた治療費を請求します。

【交通事故に遭った場合は次の点にご確認ください】

- ◆相手の住所・氏名・連絡先・損害保険会社などを確認しましょう。
 - ◆必ず警察に連絡し、「事故証明」をもらってください。
 - ◆大したことがないと思っても、病院で受診しましょう。
 - ◆保険課係(国民健康保険)、後期高齢者医療係に電話連絡をお願いします。
- ※その場で示談をした場合は、保険が使用できませんので注意してください。

■問い合わせ 保険課係 ☎38-2035
保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

平成29・30年度 市民農園利用者募集

■期間 4月1日～平成31年3月31日(2年間)
 ■募集農園 ①岩園第2市民農園(岩園町29番)12～15㎡・35区画②六麓荘市民農園(六麓荘町2番)24㎡・51区画 ■利用条件 1世帯1区画/駐車場なし/利用の権利を他に譲渡・転貸はできません ■対象 芦屋市民限定※1世帯からの複数の応募は不可 ■料金 年間36,000円(年度当初に前納) ■申し込み 往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話(ファクス)を記入の上、2月13日(月)〈消印有効〉までに下記へ。※応募多数の場合、公開抽選(2月22日〈水〉午前10時～)で決定します。※詳しくは市ホームページで(芦屋市民農園)に掲載しています。 ■問い合わせ 経済課 ☎38-2033(〒659-8501 住所不要)

JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業に関する 都市計画素案の説明会(公聴会)

当地区のまちづくりは、平成23年度に土地利用などの基礎調査を実施し、その後、地元のかたがたのご意見等をお聞きし、駅前広場などの施設計画を行ってきました。昨年7月には、「芦屋」を発信する多世代交流のまちづくりをコンセプトに「まちづくり基本計画(案)」を策定し、8月には市民意見募集を実施しました。

今後、快適で利便性の高い住まいと商業が共存し、さまざまな世代のかたが交流する、「芦屋」の玄関口としてふさわしいまちの実現を目指し、市街地再開発事業に関する都市計画決定手続きを進めていくにあたり、説明会(公聴会)を開催します。

- 日時 1月27日(金)午後7時～
1月28日(土)午後2時～
- 会場 市民センター301室 ※27日および28日の説明内容は同一です。説明後に、ご意見・ご質問の時間を設けます。
- 申し込み 直接会場へ



問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

教育・文化・スポーツ

小中学校への入学の届け出

【私立等の小中学校へ入学するかた】

私立や国・県立小中学校へ入学する児童・生徒の保護者は、入学承諾書と就学通知書(教育委員会より送付)を持参のうえ、届け出をしてください。

【外国籍のかたで市立小中学校へ入学を

希望するかた】

外国籍の児童・生徒で、市立小中学校へ入学を希望するかたは、在留カード・特別永住者証明書・旧外国人登録証明書のいずれかと印鑑を持参のうえ、届け出をしてください。

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

芦屋市保有土地(涼風町5番教育施設 用地)の活用に関する市民説明会

- 日時 1月30日(月)午後7時30分～9時
- 会場 潮芦屋交流センター2階多目的室
- 定員 150人(定員に達した場合、ご入場をお断りする場合があります。)

※駐車場はありませんので、車でのご来場はご遠慮願います。



※託児スペースを設けています。(1歳以上・当日会場へ・先着15人)

■問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910/☎22-1633(〒659-0072 川西町15-3)

まちづくり

公共下水道事業計画変更案の縦覧

芦屋市公共下水道事業計画の変更案を取りまとめました。市民および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

住所・氏名および案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書をご提出ください。

- 期間 1月18日～31日(平日・執務時間内)
- 縦覧場所&問い合わせ 下水道課 ☎38-2067



店舗等の事業系ごみについて

店舗等から出る事業系ごみは、ごみの大小・多少を問わず、家庭ごみステーションに出すことができません。環境処理センターに直接持ち込むか、市の許可業者に処理を依頼してください。産業廃棄物は、専門業者による処理が必要です。

■問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

芦屋税務署からのお知らせ

問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131

【税務署の申告・相談会場】

■期間 2月16日～3月15日・午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)※受け付けは午後4時まで(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。) ■会場 芦屋税務署※駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

【日曜日の西宮・芦屋税務署

合同申告相談会場】

■日時 2月19日・26日(日)午前9時～午後5時※受け付けは午後4時まで(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。) ■会場 西宮税務署(芦屋税務署に会場を設けておりません。)

～是非ご利用ください！ 国税庁HP 「確定申告書等作成コーナー」のメリット～

税務署に出向く必要なし

作成した申告書等はe-Taxを利用して提出できます。印刷して郵送等により提出することもできます。

いつでも利用可能

確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。

自動で税額を計算

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算できます。

前年データが利用可能

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。



www.nta.go.jp